

第5回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和2年4月13日(月)
午後3時00分～
場 所 防災合同庁舎 301会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 市職員の新型コロナウイルス感染について

(2) 各局からの周知事項

3 その他

4 閉 会

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（5・6例目）

本日（4月12日）、香川県環境保健研究センターの検査により、香川県在住の20代女性（5例目）と40代女性（6例目）が、新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

1 患者の発生の状況

（5例目）

- （1）年 代：20代
- （2）性 別：女性
- （3）国 籍：日本
- （4）住 所：高松市
- （5）職業等：保育士
- （6）症状、経過

4月8日～ 味覚障害、嗅覚障害、全身倦怠感
4月13日 感染症指定医療機関に入院予定

（7）行動歴：

①発症前14日以内に海外渡航歴、県外滞在歴なし。3月25日から4月7日まで保育所で仕事。（3月28日、3月29日、4月5日は休み）

②発症日以後

4月8日～11日 仕事
4月12日 仕事休み

（6例目）

- （1）年 代：40代
- （2）性 別：女性
- （3）国 籍：日本
- （4）住 所：高松市
- （5）職業等：保育士
- （6）症状、経過

4月10日～ 嗅覚障害
4月13日 感染症指定医療機関に入院予定

（7）行動歴：

①発症前14日以内に海外渡航歴、県外滞在歴なし。
4月6日から4月9日まで保育所で仕事。

②発症日以後

4月10日 仕事
4月11日 仕事
4月12日 仕事休み

※その他の行動歴は、現在、調査中

2 対応

(5例目)

現時点、患者との濃厚接触者は家族2名。

(6例目)

現時点、患者との濃厚接触者は家族2名。

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（7例目）

本日（4月12日）、香川県環境保健研究センターの検査により、香川県在住の50代女性（7例目）と60代女性（8例目）が、新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

1 患者の発生の状況

(7例目)

(1) 年代：50代

(2) 性別：女性

(3) 国籍：日本

(4) 住所：高松市

(5) 職業等：保育士

(6) 症状、経過

4月4日～ 37℃台の発熱、悪寒、頭痛、関節痛、全身倦怠感

4月6日 医療機関（A）を受診

4月8日～ 37℃台の発熱、頭痛、全身倦怠感

4月9日 医療機関（A）を受診

4月12日 医療機関（B）を受診

感染症指定医療機関に入院

(7) 行動歴：

①発症前14日以内に海外渡航歴なし。3月27日に福岡県滞在歴有。

3月21日、22日は仕事休み。3月23日から4月3日まで保育所で仕事。（3月27日、28日、29日は休み）

②発症日以後

4月4日～ 仕事は休み、自宅療養

4月6日 医療機関（A）を受診

4月7日 保育所で仕事

4月8日～ 仕事は休み、自宅療養

4月9日 医療機関（A）を受診

4月12日 医療機関（B）を受診

※その他の行動歴は、現在、調査中

本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものです。報道機関各位におかれましては患者等の個人情報について、プライバシー保護の観点から資料提供の範囲内での報道に、格段の御配慮をお願いいたします。また、医療機関への取材は御遠慮いただきますようお願いいたします。

高こ運第6013号
令和2年4月13日

各保育施設長 殿

こども園運営課長
こども園総務課長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請について（通知）

日頃より、本市の幼児教育・保育行政につきましては、御理解、御協力を賜り、御礼申しあげます。

さて、4月12日（日）、市立鬼無保育所に勤務する職員に、新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認されたことに伴い、児童の健康と安全を守ること及び感染のリスクを最小限に抑えるため、4月13日（月）から4月26日（日）までの2週間、鬼無保育所を臨時休園することといたしました。

その他の保育施設等におきましては、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則、開園としますが、感染拡大防止の対策として、家庭で保育が可能な方については、登園を控えていただくなど、保護者の皆様に、家庭での保育に御協力いただくよう、4月13日（月）から4月26日（日）までの期間、要請しますので、各世帯への周知をお願いします。

ただし、保育の必要な世帯には、保育が提供されるよう、御協力をお願いします。

また、本市在住の方で、認可保育施設等に在園する0～2歳児クラスについては、登園自粛をお願いする期間中に、登園を控えた場合（欠席した場合）、利用者負担額（保育料）の軽減措置（日割り計算）を行うこととしておりますので、要請期間中の児童の出席状況の把握をお願いします。

あわせて、市立施設におきましては、副食費も日割り計算の対象とすることとしておりますので、貴施設におかれましても、対応方法の検討をお願いいたします。

なお、利用者負担額の軽減に係る対応方法は、後日、改めてお知らせします。

今後の感染状況によりましては、要請期間等を変更する場合がございますが、今後とも、感染拡大防止に留意し、園の運営にあたっていただきますよう、よろしく願いいたします。

市民の皆様へのメッセージ

～新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令を受けて～

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延等を受け、4月7日、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発令しました。

本市は、この緊急事態宣言の対象地域ではありませんが、4月8日、本市で2例目となる新型コロナウイルスの感染者が確認されたところであり、今後、更なる拡大局面に陥らないよう、行政と市民の皆様が一丸となって、感染拡大防止に取り組まなければなりません。

そこで、市民の皆様には、次の諸点に御留意願います。

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控えてください。また、県内市内においても、不要不急の外出を控えるなど、感染拡大防止のため、十分留意して行動してください。

新型コロナウイルスの感染拡大の要因となる、外出による人との接触を極力避けることが、感染拡大防止につながります。人と人との接触の機会をできる限り減らすことを心掛けてください。

- 特に、「密閉、密集、密接」の「3つの密」に該当する場所に行くことは、徹底して避けてください。

「3つの密」に該当する場所を避けることは、御自身の感染を防ぐだけでなく、周りの人々の感染、あるいは重症化を食い止め、命を救うことにもつながります。このことを十分に自覚して、行動していただきたいと思ひます。

- 心と体の健康を維持するための行動にも心掛けてください。

家の中に閉じこもっていなければならないと思ひがちですが、日々の健康を維持するための行動は重要です。お一人で行う散歩や運動など、感染リスクの低い行動もありますので、工夫をしながら、心と体の健康を維持していただければと思ひます。そして、十分な食事や睡眠をとり、免疫力の強化にも取り組んでいただきたいと思ひます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、このようなことを、皆様お一人お一人が意識をし、自らの行動を変容させていただくことが必要かつ重要です。

市民の皆様には、大変、御不便をお掛けしますが、学校休業中の子ども達も含めて、「家でいるほうが安全・安心」という意識を持っていただき、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、更なる御理解、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

高松市長 大西秀人